

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則

(平10. 11. 18)

(目的)

第 1 条 この細則は、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(認可会員が空売りをを行う場合の裏付けの確認等)

第 2 条 認可会員は、規則第 6 条の 6 第 2 項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム(規則第 6 条の 6 第 1 項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。)において空売り(信用取引を除く。以下同じ。)を行う場合において、自社の顧客(参加会員(規則第 2 条第 9 号に規定する参加会員をいう。))を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置(金融商品取引法施行令第 26 条の 2 の 2 に規定する決済措置をいう。以下同じ。)が講じられていることを確認しなければならない。

2 認可会員は、前項の規定により確認した内容について、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、7 年間保存しなければならない。

- 1 顧客の氏名又は名称
- 2 確認年月日
- 3 決済措置に係る有価証券の調達先
- 4 前項の規定により確認した決済措置の内容

3 前 2 項の規定は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下「取引規制府令」という。)第 9 条の 3 第 3 項に規定する取引については、適用しない。

4 認可会員は、私設取引システムにおいて自社の顧客から空売りの注文を受けるときにおいて、当該空売りが取引規制府令第 9 条の 3 第 3 項第 7 号から第 10 号までに掲げる取引として行うものであることを確認したときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、7 年間保存しなければならない。

- 1 顧客の氏名又は名称
- 2 確認年月日
- 3 取引の具体的な内容

(認可会員が空売りをを行う場合の明示及び確認)

第 3 条 認可会員は、規則第 6 条の 6 第 2 項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りをを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。

2 認可会員は、前項に規定する義務を履行したことを証する書類として、私設取引システム運営業務に係る取引記録に空売りであるか否かの別を記載しなければならない。

3 前 2 項の規定は、取引規制府令第 11 条第 3 項の規定による同第 9 条の 3 第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる取引については、適用しない。

(売買価格等)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券(優先出資証券を含む。)の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券(新株予

約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)、新株予約権付社債券等(新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は新株予約権1個、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。))又は投資証券の場合は1口、新投資口予約権証券の場合は新投資口予約権1個、外国投資証券の場合は1口(投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、1証券を1口とする。)及び外国株預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)の場合は1証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。

(売買価格等の公表等)

第5条 本協会は、規則第9条第1項各号及び第2項各号並びに第14条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を会員に通知するときは、報告公表システムの外部接続による方法又はこれに準じた方法により行うものとする。

2 本協会は、規則第9条第3項及び第14条第3項の規定に基づき日々取りまとめ、公表する一日の申込みに係る価格及び数量等に係る情報については、申込みが行われた日の翌営業日の午前8時30分までに報告公表システムを通じて報告が行われたものを、当該翌営業日の午前11時00分までに、報告公表システム又はこれに準じた方法により、公表する。

3 本協会は、規則第9条第4項及び第14条第4項の規定に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格及び売買数量等に係る情報については、売買が成立した日の翌営業日の午前8時30分までに報告公表システムを通じて報告が行われたものを、当該翌営業日の午前11時00分までに、報告公表システム又はこれに準じた方法により、公表する。

(売買価格等の公表等に関する特例)

第6条 規則第9条第2項ただし書に規定する細則で定める日時は、会員から規則第7条第2項の規定による報告を受けた日の翌営業日の午後4時00分とする。

(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧)

第7条 規則第17条の2第1項及び第17条の3第1項に規定する細則で定める方法は、報告公表システムのウェブサイトを利用する方法とする。

2 規則第17条の2第4項(同第17条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する細則で定める事由は、報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由とする。

3 認可会員は、規則第17条の2及び第17条の3の規定による措置に関し、第1項に規定する報告公表システムのウェブサイトを利用することについて、本協会に対し、負担金を支払わなければならない。

付 則

この細則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則 (平12. 4. 25)

この改正は、平成12年4月27日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第1項を改正。
- (2) 別表を改正。

付 則 (平12. 12. 20)

この改正は、平成12年12月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第1項を改正。

付 則 (平13. 1. 17)

この改正は、平成13年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項第1号を改正。

付 則 (平13. 3. 22)

この改正は、平成13年3月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第2号及び第4条第1項を改正。
- (2) 別表を削る。

付 則 (平14. 3. 26)

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）
附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は、新株予約権
及び新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条ノ13第1項の規定に基
づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第1項を改正。

付 則 (平14. 4. 26)

この改正は、平成14年4月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第1号を改正。

付 則 (平16. 10. 19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第1号を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平17. 3. 15)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条を削る。
- (2) 第3条から第7条までを改正し、それぞれ、第2条から第6条に繰り上げる。
- (3) 第8条を削る。

付 則（平17. 11. 15）

この改正は、平成17年11月15日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項を改正。

付 則（平18. 4. 18）

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項を改正。

付 則（平19. 9. 18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第2条を削る。
- (3) 第3条を改正し、第2条に繰り上げ。
- (4) 第4条を削る。
- (5) 第5条を改正し、第3条に繰り上げ。
- (6) 第6条を改正し、第4条に繰り上げ。

付 則（平21. 11. 17）

この改正は、平成21年12月30日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項を改正。

付 則（平22. 7. 20）

この改正は、平成22年7月20日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条から第7条までを新設し、旧第2条から旧第4条までを第8条から第10条に繰り下げる。

付 則（平22. 11. 25）

この改正は、平成22年11月25日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第6項本文を改正。
- (2) 第5条第6項本文を改正。
- (3) 第7条第1項を改正。

付 則（平25. 10. 15）

- 1 この改正は、平成25年11月5日から施行する。
- 2 この改正施行の日前に行われた空売りに係る改正前の第2条から第7条までの規定の適用については、なお従前の例による。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1項を改正し、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項を改正し、同条第5項を同条第3項に繰り上げ、同条第6項各号列記以外の部分及び同項第3号を改正し、同条第6項を同条第4項に繰り上げる。
- (2) 第3条第1項を改正し、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項を改正し、同条第5項を同条第3項に繰り上げる。
- (3) 第4条から第7条までを削る。
- (4) 第8条第2項を改正し、同条を第4条に繰り上げる。
- (5) 第9条を第5条に繰り上げる。
- (6) 第10条を改正し、同条を第6条に繰り上げる。

付 則（平26. 7. 15）

この改正は、平成28年9月5日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第2項を削る。
- (2) 第5条第1項及び第2項を改正し、同条第2項を同条第3項に繰り下げ、同条第2項を新設。
- (3) 第7条を新設。

付 則（平26. 11. 18）

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第4条第1項（平成26年7月15日改正後の第4条）を改正。

付 則（平30. 4. 17）

この改正は、平成30年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1項を改正。
- (2) 第3条第1項を改正。

付 則（令元. 6. 18）

この改正は、令和元年6月18日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第4項を改正。

付 則（令5. 8. 10）

この改正は、令和5年9月4日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

付則（平成26年7月15日）第2項を削る。